

# 株券電子化制度施行に伴う特別口座開設等に関する公告

平成 20 年 10 月 17 日

株主および登録株式質権者各位

愛知県豊田市吉原町平子 26 番地  
富士精工株式会社  
代表取締役社長 森 誠

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)(以下、「決済合理化法」という。)の施行にあたり、同法附則第 8 条第 1 項の定めに基づき、下記のとおり公告いたします。

## 記

### 1. 特別口座を開設する口座管理機関

決済合理化法施行に際して、同法附則第 8 条第 1 項に定める通知対象株主等(株券等保管振替制度をご利用されていない株主様および登録株式質権者様)のために、当社が口座(特別口座)の開設の申出をし、特別口座を開設する口座管理機関は次のとおりです。

住 所： 東京都港区芝三丁目 33 番 1 号  
名 称： 中央三井信託銀行株式会社

### 2. 特別口座に関する株式会社証券保管振替機構への通知

当社は、決済合理化法の施行日における通知対象株主等について、同法の施行日以後、遅滞なく、特別口座の開設および記録を行うために必要な事項(同法附則第 8 条第 5 項に定める事項)を株式会社証券保管振替機構に対し通知いたします。

なお、決済合理化法施行に際して、通知対象株主等以外の、株券等保管振替制度をご利用されている株主様および質権者様につきましては、同法附則第 7 条の定めにより、施行日において、お取引証券会社等の口座に当社普通株式が記載または記録されます。

以 上